

皆さんの意見を募集

新しい総合計画の素案が まとまりました



次期総合計画素案への意見を募集します(パブリックコメント手続き)。

市では、来年4月を始期とする新しい総合計画の策定を進めています。これまで、市民目線で分かりやすく、関心が持てる計画づくりを意識し、地域団体の代表や公募市民、学識経験者で構成する「綾瀬市総合計画審議会」による審議や、市民参加によるワークショップなどで検討を進めてきました。



平成30年度実施「まちづくりカフェ」の様子

▶期間 4月21日～5月20日 ▶閲覧・配布場所 企画課、行政資料コーナー、情報公開コーナー、中央公民館、各地区センター、寺尾いずみ会館、南部ふれあい会館、綾北福祉会館、保健福祉プラザ、図書館のほか、市ホームページにも掲載 ▶対 市内在住・在勤・在学の方、事務所などの所有者、納税義務者 ▶提出方法 氏名、住所、意見などを明記し、5月20日(消印有効)までに〒252-1192市役所企画課へ郵送、FAX 70・5701、MAIL wm.705635@city.ayase.kanagawa.jpか直接

総合計画とは

本市をどのようなまちにしていけるのか、そのために誰が、どのようなことをしていくのかをまとめた「道しるべ」のようなものです。

次期総合計画は、将来都市像やその実現に向けた戦略プロジェクトなどを位置付ける「基本構想」、市の取り組みを計画的に実施するための事業を明らかにした「実施計画」により構成されます。基本構想は令和3年度から10年間。実施計画は3年程度を見据えながら、毎年度策定します。

市の現況

本市を取り巻く状況として、今後とも人口減少、少子高齢化が進むとともに、社会保障費などの増加や公共施設の老朽化に伴う大規模改修・建て替えなどの影響により、財政面の圧迫が予想されます。

一方で、スマートインターチェンジの開通や道の駅の設置、新たな産業拠点の形成など、本市の新たなにぎわいづくりの契機も訪れています。何に力を注ぐべきか、何が本当に必

要なのかを見据え、限られた予算・人員を最大限に生かし、効果的なまちづくりを進めていくことが求められます。

市民参画による計画づくりを進めています

社会の成熟化に伴い、行政課題の多様化や高度化が進んでおり、これまで以上に地域や市民による主体的なまちづくりが重要になってきます。

総合計画の策定においても、市民意見を積極的に取り入れていくために、まちづくりカフェやグループインタビューの開催、まちづくりニュースの発行などを行ってきました。今後も、計画の実現に向けて、地域や市民の皆さんと進めていくための機会や仕組みづくりを進めていきます。

10年後のまちの姿

まちづくりの中心が「物」から「人」へ変化している中、地域、社会の信頼関係、つながりなどを意味する「社会関係資本」に基づいた持続的な成長・発展を続けるまちを目指します。

「新時代 あやせプラン21」で掲げた将来都市像を引き継ぐとともに、10年後のまちに向けた理念として「“つたえる”を大切にすまち“つながる”を生み出すまち」を設定しています。

戦略プロジェクトによるまちづくり

行政だけで全ての課題への対応ができなくなる時代を迎えるに当たり、福祉などの行政が行うべき施策は確実に行いつつも、持続可能なまちづくりに向けて、選択と集中の視点で、優先度の高い取り組みに特化していく必要があります。

次期総合計画では「育てる」「稼ぐ」「支える」の3つの基本方針に基づいたまちづくりを進めるとともに、限られた予算・人員を優先的に投入する「戦略プロジェクト」を展開します。同プロジェクトは、本市の持続可能な未来を切り開いていく次期総合計画の重要な柱です。行政だけではなく、今後はより一層市民や事業者など、本市に関わる皆さんと共に取り組んでいく必要があります。

三世世代家族の
市内定住支援

住宅取得・リフォーム補助

定住人口の増加やバランスの取れた人口構成の実現、地域社会の活性化を目指し、子世帯と親世帯が市内で同居か近居するための住宅取得・リフォーム費用の一部を補助する「三世代ファミリー定住支援補助金」の申請を受け付けます。

☎建築課 ☎70・5632

■共通条件 ①申請時に子世帯が市外に居住している②子世帯が中学生以下の子とも同居している(出産予定も可)③来年3月31日までに三世代世帯全員が市内に居住④完了実績報告書の提出後、三世代世帯全員が3年以上定住(3年未満で別居か転出した場合は補助金要返還)

■個別条件・補助金額 表のとおり

■その他 住宅の取得やリフォーム工事には高額の費用がかかるので、補助事業の該当の適否を自分で判断せず、契約前と同課へ相談してください



補助区分	個別条件	補助金額
住宅取得	・市外に居住している子・親世帯か、市外に居住している子世帯と市内に居住している親世帯が、市内同居か市内近居する ・新築、建て替え、購入などにより取得する住宅(相続、贈与などは除く)	住宅取得の売買契約金額か工事請負契約金額のうち100万円
リフォーム工事 ※同居が原則	・市外に居住している子世帯が工事後、市内に居住している親世帯と市内同居する ・工事の着手前に交付申請を行う ・同居するために既存住宅に行う次のいずれかの工事①修繕・増築・模様替え②住宅の機能向上	100万円以上の工事請負金額(消費税と地方消費税相当額を除く)のうち50万円

協働で公共サービスを実現

来年度市民提案型協働事業の提案募集

☎市民協働課 ☎70・5640

地域の課題解決に向け、市民の皆さんの自由な発想を生かした市民提案型協働事業の提案を募集します。

市民活動団体が企画・立案し、市と協働で事業を行うことで、地域の課題解決や市民生活の向上を目指すものです。

皆さんの意欲と行動力で、市民協働によるまちづくりを進めませんか。

■対象事業

- ①公益的な事業で、協働で実施することで地域課題の解決が図られるもの
- ②具体的な効果や成果が期待でき、市民サービスの向上が図られるもの
- ③協働の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することで相乗効果と住民の自治力の向上が期待できるもの
- ④収支の見積りなどが適正であるもの
- ⑤市民活動団体と市が信頼関係を築き、共に理解し合いながら意欲的に取り組むことができるもの

コラム
総合計画
でつくる
持続性ある
未来

第1回 ～あやせの「負のシナリオ」!?～

新しい総合計画の策定に際し、今月から毎月広報あやせ15日号でコラムを開始します(全7回)。全国的に人口減少や少子高齢化が進む中、将来、本市も地域の衰退や財政破綻といった危機的な状況に直面するかもしれません。この「負のシナリオ」を打破するためには、本市が抱える課題や現状を皆さんと共有し、力を合わせながら対応をしていく必要があります。これからのまちづくりを、一人一人が自分のこととし、共に持続性ある明るい未来をつくりましょう。

☎企画課 ☎70・5635